

鶴岡市農業委員会第 18 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 5 月 1 6 日(月) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 14 番 五十嵐 一浩 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	3 番 坂東 陽水委員 13 番 本間 誠推進委員 15 番 佐藤 宣夫推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 佐藤 穂高 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整主任 斎藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 3 番 坂東 陽水委員、13 番 本間 誠推進委員、15 番 佐藤 宣夫推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 18 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。4 番 丸山 成章委員、5 番 阿部 元成委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取消願いについて 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取消願いについて》
	(説明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第5号 農地法第5条の規定による届出について》
議長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》 取下げ→この案件は6月にあげる。5月の3条案件はなし。
議長	続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	(説明)《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》
議長	それでは現地確認について担当委員の説明をお願いします。
4番推進委員	4番推進員の齋藤です。5月10日に石塚さんと事務局齋藤さんと現地調査に行ってみました。農振除外済みで集落に接続した1種農地で、申請人の農業経営に不可欠な農作業小屋の建設です。道路とパイプハウスに囲まれていて周辺の農業に影響は全くないと思います。報告は以上です。
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成により議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	(説明)《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》

議 長	それでは現地確認について担当委員の報告をお願いいたします。8番石塚委員。
8番委員	<p>8番石塚です。鶴5の西京田の案件ですが、みなさん地図を見てお分かりかと思いますが、西京田の7号線の信号の北側の場所にあります。すでに市街化が進んでおりまして、その土地自体も自動車の販売会社等に囲まれた土地でありまして、周りに農地もあまりないということで、許可することになんら問題ないと、見てまいりました。2月22日に農振除外もされておりますので、そういったことも踏まえて許可相当と判断しております。</p> <p>鶴6高坂の案件であります。事務局の説明にあったとおり、住宅として色々な整備が進んでいるところでありまして、現況は畑ですがそこも周りにはあまり農地はなく、児童福祉施設にすることも特に問題がないことから、許可相当と判断します。</p> <p>下川の案件ですけれども4月に1回許可されたものでありまして、現地確認終わっておりますので、現地確認は省略しております。以上です。</p>
議 長	はいありがとうございました。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(全員賛成)
議 長	<p>はいありがとうございました。全員賛成により議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	<p>はいありがとうございました。なお、この農用地利用集積計画(案)につきましては5月13日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。</p> <p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。</p>
9番委員	9番土岐です。機鶴249私の案件ですので退席いたします。
議 長	退室を許可します。
議 長	<p>それでは29ページ機鶴249のみについて審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。どなたかいませんか。</p>
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。29ページ機鶴249について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	ありがとうございました。全員賛成により29ページ機鶴249については原案通り決しました。9番土岐善久委員の入室を許可します。
	(入室)
議 長	それでは議案第4号 農用地利用集積計画(案)のうち29ページの機鶴249以外についての審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を集積し採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の29ページ機鶴249以外について賛成委員の挙手を求めます。

